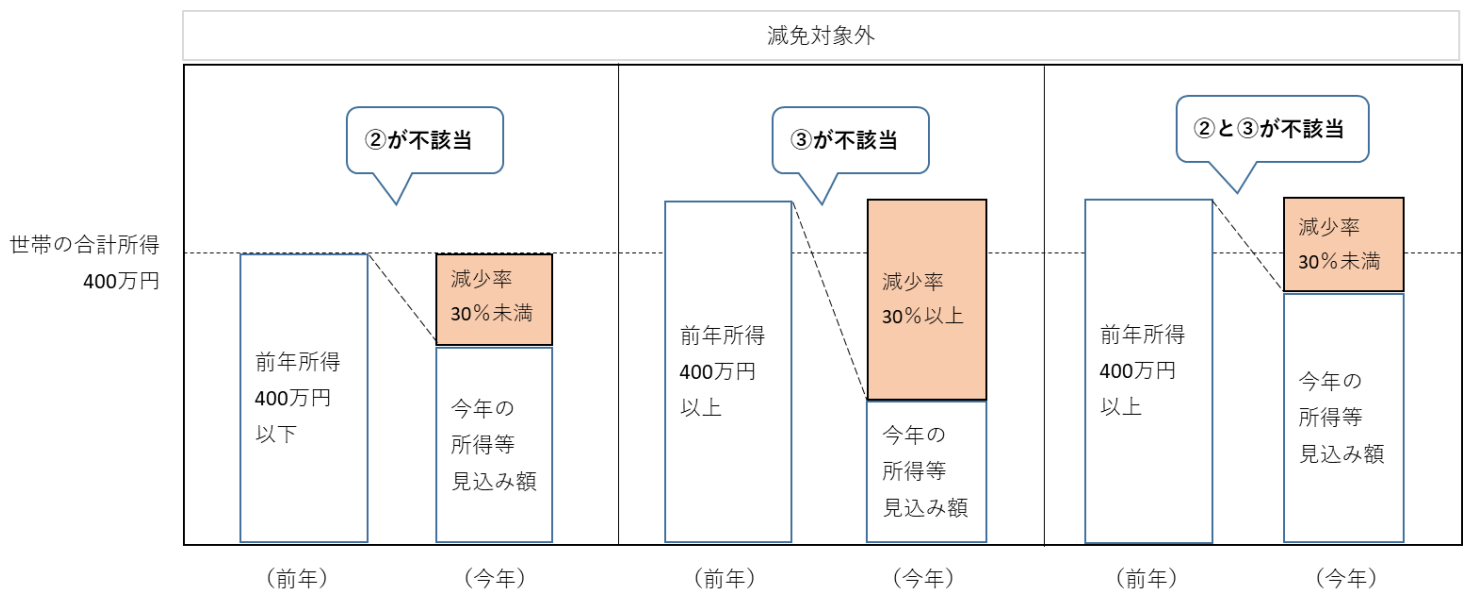
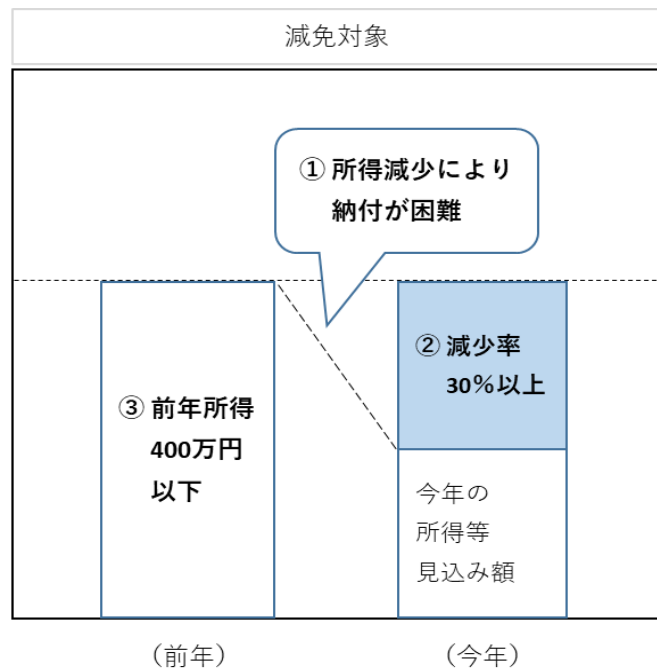


所得減少による国民健康保険税の減免判定モデル例

減免要件

- ① 納税が著しく困難
- ② 今年(1月から12月)の所得等見込み額が前年(1月から12月)の所得の10分の7以下に減少
※納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得
※今年の所得等見込み額には、退職所得および雇用保険の基本手当を含む
- ③ 前年(1月から12月)の所得が400万円以下
※納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得

【減免要件イメージ図】



【減免対象の例】

例：世帯主・妻世帯の場合

		前 年		今 年	
		世帯主	妻	世帯主 (6月末に失業)	妻
給 与	収 入	3,000,000 円	1,000,000 円	1,500,000 円	900,000 円
	所 得	2,020,000 円	450,000 円	950,000 円	350,000 円

※給与所得は、収入金額から給与所得控除をした後の額です。

① 納税が著しく困難

世帯主が 6 月末に失業し、妻も収入が昨年よりも減少、当該年度中に収入減少状況が回復する見込みがないため、納付が困難な状況である。

② 今年(1月から12月)の所得等見込み額が前年(1月から12月)の所得の10分の7以下に減少

【今年の所得等見込み額】1,300,000 円(世帯主 950,000 円+妻 350,000 円)

【前年の所得】2,470,000 円(世帯主 2,020,000 円+妻 450,000 円)

前年の所得の 10 分の 7 は、 $2,470,000 \text{ 円} \times 7/10 = 1,729,000 \text{ 円}$ であり、今年の所得等見込み額は 1,729,000 円以下である。

③ 前年(1月から12月)の所得が400万円以下

【前年の所得】2,470,000 円(世帯主 2,020,000 円+妻 450,000 円)

前年の所得は 4,000,000 円以下である。

上記①、②、③の要件すべてに該当しているため、減免対象となります。

減免対象となる保険税は、申請日以降に到来する納期にかかる所得割額です。

保険税の変更は、原則として翌月以降に納期限が到来する税額で調整し、減免後の納税通知書を送付いたします。

申請に必要な書類については、「所得減少による国民健康保険税の減免申請について(ご案内)」に掲載しています。

問い合わせ：大分市国保年金課 賦課・資格担当班 097-537-5736